

一票に託す まちの未来

11月15日は新居浜市長選挙の投票日です

☎ 選挙管理委員会事務局 ☎ 65 - 1311 ☎ 65 - 1641
✉ senkan@city.niihama.lg.jp

私たちが暮らす町の代表者を決める大事な選挙です。
積極的に投票に参加しましょう。



11/15 日

投票時間 7:00 ~ 20:00
(大島・別子山地区は 18:00 まで)

新居浜市で投票ができる人

次の①～④に該当する人です。

- ① 日本国民であること
- ② 投票日現在において満 18 歳以上（平成 14 年 11 月 16 日以前に生まれた人）であること

- ③ 公民権を停止されていない人
- ④ 新居浜市に住民票を作成した日以降、引き続き 3 カ月以上、住民基本台帳に記録されている人
※ただし、投票日前に市外に転出した場合は投票できません。

投票所入場券について

告示日に発送しますので、**11月9日(月)以降に順次ご自宅に届きます。**1人につき1枚を、世帯ごとに封筒で郵送しますので、自分の入場券を確認の上、投票所へ持参してください。紛失した場合は投票所で再発行できますので、当日投票所で職員に申し出てください。

選挙公報について

立候補した候補者の政見などを掲載した「選挙公報」を発行します。選挙公報は、**11月12日(木)ごろの朝刊**（愛媛・朝日・読売・毎日・日経・産経）にて配布するほか、ご自宅に個別配布することもできます。ご希望の人は、必要事項（住所・氏名・電話番号またはメールアドレス）を添えて、選挙管理委員会までご連絡ください。

期日前投票のご案内

市役所 1 階ロビー

11月9日(月)～14日(土)
8:30～20:00

別子山支所

11月9日(月)～13日(金)
8:30～18:00

14日(土) 8:30～17:00

新居浜高専（図書館棟 1F 談話室）

11月11日(水)・12日(木)
15:00～18:00



選挙公報をご覧になるには

新聞折込（愛媛・朝日・読売・毎日・日経・産経）	11月12日(木)の朝刊（予定）
各支所・公民館などの公共施設に設置	11月11日(水)以降（予定）
市選挙管理委員会 HP	 ▲ HP
自宅への個別配布	

不在者投票のご案内

① 病院などに入院・入所中の場合

県選挙管理委員会から指定を受けている病院などに入院・入所中の場合は、その施設で不在者投票ができます。詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

② 仕事などで他の市区町村に滞在している人の不在者投票

新居浜市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、滞在先の選挙管理委員会で投票することができます。ただし、滞在先で投票した投票用紙が投票日当日に新居浜市に到着している必要がありますので、お早めに投票を済ませてください。「投票用紙等請求書兼宣誓書」は

各市区町村の選挙管理委員会にあるほか、新居浜市の選挙管理委員会 HP からダウンロードできます。

③ 郵便等による不在者投票

身体障害者手帳などを持ち一定の障がいがある人、介護保険法上による「要介護5」の人で、自分で投票の意思表示ができる人は、自宅などで投票して郵送する不在者投票ができます。自書が必要ですが、障がいの程度により代理制度もあります。なお、**11月11日(水)**までに手続きが必要です。

要件は下表の通りです。

手帳などの種類	障がいの種類など	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障がい	1級・3級
	免疫・肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

投票所移動支援（投票所までの移動に係るタクシー代助成）制度のご案内

今年度行われる予定の新居浜市長選挙では、重度心身障がい者（児）を対象に、投票日当日の自宅から投票所までのタクシー代を助成します（ただし、一部施設に入所中の人については、当該施設のサービスを利用できるため、本事業の対象とはなりません）。

利用希望者については、事前に選挙管理委員

会まで利用申請を行い、タクシーを予約する際に本事業を利用することを申し出てください。また、タクシーに乗車する際には、選挙管理委員会から交付された「乗車券」を必ず提示してください。

なお、詳細につきましては、後日改めて、お知らせする予定です。

立候補届の受け付けについて

日時 **11月8日(日)** 8:30～17:00

場所 市役所5階51会議室（大会議室）

資格 次の①～③に該当する人です。

- ①日本国民であること
- ②選挙期日（**11月15日**）時点で満25歳以上であること
- ③公民権を停止されていないこと

